

# 平成31年度実施事業(案)について

資料2

手話を学ぶ機会の提供等に関する施策													
1	名称	手話言語普及啓発事業（聴覚障害の特性理解と手話）											
2	現状と課題	<p>手話が言語であることへの理解の普及は十分ではなく、積極的に普及施策を推進する必要がある。啓発の方法として、一日手話教室の開催や学校園・町内会、病院、警察等に対し、普及啓発講座等を積極的に実施するよう促していくことあげられるが、そのためには加古川ろうあ協会等の協力を得て、講師の派遣を円滑に行うのが有効であると考えている。</p> <p>また、市役所が率先して手話が言語であることへの理解の普及と手話でコミュニケーションがとれる職員を増やすため、職場人権研修等において窓口職場の職員や消防職員に対し、手話研修を実施する必要がある。</p>											
3	実施施策	①一日手話教室の開催 ②出前講座、福祉学習における手話の普及啓発の実施 ③市役所内における手話普及啓発研修の開催											
4	スケジュール	年間スケジュール											
	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	一日手話教室				→ 一日手話教室					→ 一日手話教室			
②	出前講座 福祉学習	実施 （事業者等、学校からの依頼により、ろうあ協会等と連携し、随時、実施していく）											
③	研修 （市役所内）	実施 （市役所内の各部署の依頼や障がい者支援課主催により、随時、実施していく）											

# 平成31年度実施事業(案)について

資料 2

障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段への理解の普及に関する施策													
1	名称	障がい者コミュニケーション促進事業（コミュニケーション支援研修事業）											
2	現状と課題	<p>障害の種類によってその特性は様々であり、それぞれの障害によって点字、音声、要約筆記、筆談、絵図・サインなど最適なコミュニケーション方法は異なっている。障害特性に応じた最適なコミュニケーション方法についての理解の普及は十分ではなく、市民に対して理解の普及促進を図ることで障がい者のコミュニケーションを円滑にする必要がある。</p> <p>まずは市役所職員が障害の特性等を正しく理解し、点字、音声、要約筆記、筆談、絵図・サイン等の障害特性に応じたコミュニケーションができるようにするため、職場人権研修への講師を障がい者団体等へ依頼する。</p> <p>また、同様の内容について事業者等に対する啓発を進めるため、事業者や町内会等への出前講座の活性化を図る。</p>											
3	実施施策	<p>①出前講座における点字、音声、要約筆記、筆談、絵図・サイン等のコミュニケーション手段の普及啓発の実施</p> <p>②障がい者講師による市役所内における研修の開催</p> <p>③広報誌掲載による多様なコミュニケーション手段の普及啓発</p>											
4	スケジュール	年間スケジュール											
	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	出前講座 福祉学習	<p style="text-align: center;">実 施</p> <p style="text-align: center;">（事業者等、学校からの依頼により、各障がい者団体と連携し、随時、実施していく）</p>											
②	研修 （市役所内）	<p style="text-align: center;">実 施</p> <p style="text-align: center;">（市役所内の各部署の依頼や障がい者支援課主催により、随時、実施していく）</p>											
③	広報誌掲載		→ 実 施										

## 平成31年度実施事業(案)について

資料2

障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を使用するにあたっての環境の整備に関する施策													
1	名称	障がい者コミュニケーション促進事業（コミュニケーション支援ボード作成事業）											
2	現状と課題	知的障がい者等の中には自分の思っていることを言葉で伝えることが困難な方もおり、日常生活や救急・災害時におけるコミュニケーションが問題となっている。知的障がい者等が意思疎通できるよう環境を整備することは合理的配慮の観点から重要な課題となっており、特に生命に関わる災害時におけるコミュニケーション支援は急がれるところである。											
3	実施施策	①コミュニケーション支援ボード（災害時用）の作成・配布 ※指定避難所、福祉避難所等へ配布											
4	スケジュール	年間スケジュール											
	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	コミュニケーション支援ボード（災害時用）の作成・配布		サイン・絵図等の内容検討 (自立支援協議会専門部会、加古川市手をつなぐ育成会等の協力を得て検討)			作成	配布						

# 平成31年度実施事業(案)について

資料2

障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を使用するにあたっての環境の整備に関する施策													
1	名称	障がい者差別解消事業（ルビ付き文書・点字文書・資料への音声コードの添付、点字シールの貼付）											
2	現状と課題	<p>市役所が作成する資料のうち、視覚障がい者、知的障がい者、聴覚障がい者に対し、様々な制度の仕組み等を伝える手段として有効なルビ付きのわかりやすい資料や点字、音声コード付きの資料等がほとんどない。障害特性に応じた刊行物を増やすため、「障害福祉のしおり」など障がい者支援課が率先して、障害特性に配慮した資料を作成する。</p> <p>視覚障がい者に対する郵送物には、「加古川市」の点字シールを貼り付け、視覚障がい者が加古川市からの郵送物を見落とさないよう配慮する。まずは、障がい者支援課が発送する郵送物に対して、点字シールを貼り付けていく。</p>											
3	実施施策	①文書の作成（ルビ付き、点字、音声コード添付） 点字シールの貼付（封筒への貼付）											
4	スケジュール	年間スケジュール											
	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	文書作成 ・ルビ付き ・点字 ・音声コード添付 点字シール （封筒への貼付）	<p style="text-align: center;">実 施</p> <p style="text-align: center;">（作成する文書やチラシ等の資料について、随時、実施していく）</p>											

# 平成31年度実施事業(案)について

資料 2

コミュニケーション支援者等の確保及び養成に関する施策													
1	名称	障がい者コミュニケーション促進事業（手話通訳者養成事業）											
2	現状と課題	手話を言語とする聴覚障がい者（以下「ろう者」という。）と健聴者のコミュニケーションをつなぐには手話通訳者が必要であり、現在、本市で派遣している登録手話通訳者は17名である。ただし、登録手話通訳者は年々高齢化が進み、また、登録可能な手話通訳者（厚生労働省認定手話通訳士又は兵庫県手話通訳者（統一試験合格者））も増えていない状況であるため、手話通訳者の養成は喫緊の課題である。この状況は、近隣の自治体も同じである。											
3	実施施策	①手話奉仕員養成講座（入門）の開催（※20回連続講座） ②手話奉仕員ステップアップ講座の開催（※20回連続講座）											
4	スケジュール	年間スケジュール											
	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	手話奉仕員養成講座（入門）	周知 募集	手話奉仕員養成講座（入門）										
②	手話奉仕員ステップアップ講座	周知・募集		手話奉仕員ステップアップ講座 （二市二町による協働開催）									

# 平成31年度実施事業(案)について

資料2

コミュニケーション支援者等の確保及び養成に関する施策													
1	名称	障がい者コミュニケーション促進事業（要約筆記者養成事業）											
2	現状と課題	<p>中途失聴・難聴者等の聴覚障がい者は、要約筆記によりコミュニケーションが図られ、また、情報を取得することができるが、要約筆記というコミュニケーション手段が知られていない現状もあり、要約筆記者になる者がほとんどいない。</p> <p>現在、支援者となる要約筆記サークルのサークル員は7名で、そのうち要約筆記者の資格を持つ者は2名であるが、年々高齢化が進み、サークル員も増えていない状況であり、要約筆記者の養成は喫緊の課題である。</p>											
3	実施施策	①要約筆記普及啓発講座の開催（※3回連続講座）											
4	スケジュール	年間スケジュール											
	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	要約筆記普及啓発講座					周知募集	普及啓発講座						

# 平成31年度実施事業(案)について

資料2

コミュニケーション支援者等の確保及び養成に関する施策														
1	名称	障がい者コミュニケーション促進事業（点訳者養成事業・朗読者養成事業）												
2	現状と課題	視覚による情報取得が大半を占める社会において、視覚障がい者が点字や音声により情報を取得できるように支援することは合理的配慮の観点から重要であり、その支援者となる点訳者と朗読者の養成は大きな課題である。そのような中、点訳者については、現在の点訳奉仕員養成講座の内容では点訳技術が十分に身に付くまでに至らず、また、朗読者については、朗読奉仕員養成講座修了者が、朗読者として活動する場となるサークルに入会する者が少ない現状がある。												
3	実施施策	①点訳奉仕員養成講座（レベルアップ講座）の開催（※11回連続講座） ②朗読奉仕員養成講座の開催（※8回連続講座とし、視覚障がい者支援の観点を、より取り入れた内容に変更）												
4	スケジュール	年間スケジュール												
	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
①	点訳奉仕員養成講座（レベルアップ講座）		周知募集	点訳奉仕員養成講座										
②	朗読奉仕員養成講座										周知募集	朗読奉仕員養成講座		